

第27回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成25年9月27日(金) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 白 川 英 之

2番 永 洞 忠 志

3番 梅 原 順 一

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 出席職員 2名

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 次回総会日程（予定）について

農 政 係 長

第27回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議 長

おはようございます。

本日は久しぶりの晴天になりましたけれども、二番草の収穫時期に入ってから非常に天気の悪い日が続き、作業も思うように進まない状況が続いております。そのような中、先日の台風18号の集中豪雨により本町も被害を受け、委員の方々の中にも直接被害を受けられた方もおられたとお聞きしております。

役場から聞いた話によりますと、水道関係の被害もあり、当面の復旧だけでも2,000万円ぐらいは要するというような話を聞いておりますが、幸いにして人的な被害がなかったことについては、よかったと思っております。

災害といえば、地震、津波が最初に想定され、集中豪雨というのは本州や道南の方の話なのかなという思いをしていたのですけれども、我が地方にもそういった被害が出るのだということを改めて感じたところでございます。

このように大きな被害は、あまり記憶にないのですけれども、1日も早い復旧が行われ、収穫作業の方も無事終わることを期待したいと思います。

さて、新聞紙上を見ますと、農地の中間管理機構の議論が規制改革会議や産業競争力会議等で盛んに行われており、中身を見ますと農業委員会がやり玉に上がっているような気がしまして、ちょっと気分的によくない感じがしておりますが、果たして、企業のノウハウだけで農業を論じていいのかということを疑問に思っているところでございます。

政府並びに自民党は農業所得の倍増計画ということで、民間企業のノウハウを農業分野に取り入れていこうということだと思いますが、当然どこの分野においても、競争原理というのは必要なことだと思いますから、そのことをあえて否定するつもりはありませんけれども、しかし一方で、農山村の役割というのは、単純に利益だけで追及されるものではないと思っております。

御案内のように、我が町でも少子化とともに農家戸数も減少してきており、それに伴って地域のコミュニティ活動もだんだん停滞してきているわけです。そういうところに、企業がどんどん参入することによって、さらに地域崩壊といえますか、コミュニティを停滞することに拍車をかけるのではないかという思いがしております。もう少し農村の持つ役割や実態を見た上で、議論を展開していただきたいと思っております。

当然、全国の農業の実態をすべからく把握はできないわけで、多分本州府県の実態を見た上での議論になっていくのかなと思いますけれども、できるならば北海道、特に私どもの酪農を中心とする地域は別な捉え方をしていただきたいと思っております。こういった法律が通ってしまうと、全国一律に網をかけられますから、

そういった影響も受けてくると思いますし、この中間管理機構では、農地法は適用しないという議論も出ているようですから、一体どのような形で農地の流動化が進められていくのか先行きが見えないような気がしております。

中間管理機構はそれぞれの市町村に業務を委託して、その市町村が他の団体に業務を委託する仕組みになるようです。多分、我が町の場合は農業委員会に委託されるのかなという気がしますが、一方では不動産業者などに役割を担うことができるような仕組みも出てくるようですし、農地が資産運用という形で利用されていくのではないかとといった懸念もありますので、今後この議論がどう進むかということも含め、我々の考え方をまとめる意味でも、いつかの機会にそういった論議を深めていく必要があるのかなという思いをしておりますので、是非この報道についても注視していただきたいと思います。

では、早速審議に入りますけれども、本日は御案内のように局長がお休みですが、審議に差し支えないように対応してまいりたいと思いますので、よろしく御審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

それでは、日程第3 議事録署名委員の指名を議題といたします。

本日の議事録署名委員は、議長において、6番小椋委員、7番穴吹委員を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

日程第5 会務報告を議題とします。

事務局より報告いたします。

農 政 係 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より会務報告の説明が終わりました。

議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑がないようなので、これで、会務報告を終わります。

議 長

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題といたします。提案の理由を事務局より申し上げます。

農 政 係 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず農業委員会の審議に付した後に発行することとされています。

本案につきましては2件の願い出であります。浜農委25-19号の願い出人は、茶内西1線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏の代理人である、釧路市旭町〇〇番〇〇号、土地家屋調査士 〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西1線〇〇〇番〇、〇筆、〇〇〇㎡で、申請地は現在原野化しており、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。現地調査につきましては、9月19日に実施し、確認をしております。

次に、浜農委25-20号の願い出人は、茶内東2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内東1線〇〇〇番〇筆、〇、〇〇〇㎡で、申請地は現在原野化しており、この土地を地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。現地調査につきましては、9月19日に実施し、確認をしております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局から提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々より補足説明があれば、これを受けます。

各 調 査 委 員

(特になしの声)

議 長

特にないようなので、これから、受付番号順に質疑を行います。
まず、浜農委25-19号の質疑ありませんか。
8番百々委員。

百 々 委 員

委任状での申請となっておりますが、本人が直接申請していない理由は何ですか。

農地係長	この願い出につきましては、本人が住宅の建設を考えているようで、土地家屋調査士である〇〇さんという方に登記や非農地の証明等を依頼し、〇〇さんが全て代理して手続をされているということです。
議長	他に質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委25-20号の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、受付番号順に採決いたします。 浜農委25-19号について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委25-19号は、原案のとおり可決されました。 次に、25-20号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委25-20号は、原案のとおり可決されました。 次に日程第8 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。提案の理由を事務局より申し上げます。
農政係長	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第3条第1項では、農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借による権利、若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けな

ければならないとされております。

本案は2件の届け出で、いずれも経営移譲年金受給に関する使用貸借権期間満了に伴う権利の再設定であります。整理番号1は、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号2は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、整理番号1と2について担当地区の委員より補足説明を受けます。5番熊谷委員。

熊 谷 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

担当地区の委員より補足説明が終わりました。

これから、整理番号順に質疑を行います。整理番号1について、質疑ございませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。

整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

るものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
これから、整理番号順に質疑を行います。
整理番号1について、質疑ございませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。
整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2の採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3の採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4の採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5の採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 次回総会日程についてを議題とします。

事務局より提案いたします。

農政係長 次回総会日程については、10月25日、金曜日を提案いたします。

議長 事務局から提案がありましたが、10月25日、金曜日、午前10時からの開会でいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、10月25日、金曜日ということで決定いたしました。

以上、本総会に付議された案件は、全部終了いたしました。
これで、第27回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 6番 小 椋 守

浜中町農業委員会 7番 穴 吹 栄

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 25 年 9 月 18 日

第 27 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 1 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係 中山正教
調査員	熊谷委員				
	判 断 の 理 由			該 当	
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成25年 9月18日

第27回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (使用貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇 〇	作成者	農地係 中山正教
調査員	熊谷委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第27回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○ ○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第27浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第27浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第27浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号4 (所有権移転)

譲受人	〇〇〇〇〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第27回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号5 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—